

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和7年度松田町上水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年3月3日 提出

松田町長 本山博幸



## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度松田町上水道事業会計補正予算（第4号）

（別紙）

令和8年2月6日

松田町長 本 山 博 幸

### 理由

寄簡易水道事業会計において急を要する資金需要が生じたため、上水道事業会計から寄簡易水道事業会計に対する長期貸付金の増額に関し、所要の予算について専決処分するものであります。



令和7年度

松田町上水道事業会計補正予算書

(第4号)

令和8年2月6日専決処分



令和7年度 松田町上水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和7年度松田町上水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出の補正）

第2条 既定の予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額61,056千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額62,056千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第4款 資本的支出	91,256千円	1,000千円	92,256千円
第3項 投資	19,000千円	1,000千円	20,000千円

松田町長 本 山 博 幸







